

モバイルWi-Fi ルーター借入 長期継続 仕様書

本仕様書は、大阪市計画調整局（以下「当局」という。）が借入れるモバイルWi-Fi ルーター（通信サービス含む）について適用する。

1 品名及び数量

モバイルWi-Fi ルーター 12台

2 借入期間

令和8年6月1日～令和10年5月31日（24ヶ月間）

3 仕様

(1) 借入機器

ア 寸法 : 長辺 150mm 以内 短辺 90mm 以内 厚み 25mm 以内

イ 重量 : 270g 以内

ウ 連続通信時間 : 360 分以上（4G 又は 5G 若しくは LTE 回線）

エ 無線 LAN 規格 : IEEE802.11ac に対応していること

オ 同時接続可能台数が 2 台以上であること

参考製品 : ZTE Corporation A401ZT

シャープ株式会社 SH-52B

Huawei Technologies Co., Ltd. 601HW

※上記参考製品又は同等品を可とする

(2) 通信サービス

ア データ通信（4G 又は 5G 若しくは LTE 回線）が可能であること。
（音声通話、SMS（ショートメッセージサービス）は不要）

イ データ通信容量

1台あたり1か月のデータ通信容量 20GB 以上

(3) 保守

ア 借入機器本体が故障等した際の保守サービスが付帯していること。

イ 保守サービスの受付時間は、9:00～17:30（平日）を含むこと。

ウ 借入機器本体の故障時には代替機を用意すること。

4 機器納入期限

契約日から借入開始日の前開庁日まで

5 機器納入場所及び利用拠点

(1) 納入場所 : 大阪市役所計画調整局建築指導部（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

(2) 利用拠点 : 大阪市内

6 応札時の注意事項

- (1) 借入機器を使用するうえで必要な機器（充電器、電池パック等）について、本仕様書への記載の有無に関わらず、台数分を準備すること。
- (2) 請求書を送付する際は、基本借入代金及び通信料等が記載された明細を合わせて当局担当者へ提出すること。
- (3) 本契約は総価契約につき、当局の故意又は不注意による故障や損傷の修理費用を除き、これら以外にかかる費用は全て契約金額に含むものとする。

7 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) 借入開始日から使用できるよう当局担当者との協議のうえ機器を納入すること。
- (3) 借入機器は、同一社製同一製品であること。

8 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 計画調整局建築指導部建築企画課
電話番号：06-6208-9295

月額利用料金内訳

別紙

	月額利用料金	うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額
令和8年6月	円	円
令和8年7月	円	円
令和8年8月	円	円
令和8年9月	円	円
令和8年10月	円	円
令和8年11月	円	円
令和8年12月	円	円
令和9年1月	円	円
令和9年2月	円	円
令和9年3月	円	円
令和9年4月	円	円
令和9年5月	円	円
令和9年6月	円	円
令和9年7月	円	円
令和9年8月	円	円
令和9年9月	円	円
令和9年10月	円	円
令和9年11月	円	円
令和9年12月	円	円
令和10年1月	円	円
令和10年2月	円	円
令和10年3月	円	円
令和10年4月	円	円
令和10年5月	円	円

※令和8年6月利用料金は初期費用を含む。